

公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
健康課題解決型支援事業助成要綱

(令和6年4月8日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団（以下「当事業団」という。）助成金の交付に関する規則（令和5年3月28日制定。以下「助成金規則」という。）に定めるもののほか、助成金規則第21条の規定に基づき、健康課題解決型支援事業の執行について必要な事柄を定める。

(健康課題解決型支援事業)

第2条 この要綱において、「健康課題解決型支援事業」とは、当事業団ホームページ内（[公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団 \(kenkou-island.or.jp\)](http://kenkou-island.or.jp)）で示す本事業における「沖縄県民の健康課題」を、民間企業（以下、「企業」という。）と行政機関（以下、「行政」という。）が連携して解決を図る取組みに対し、将来的な自走化を見据えた助成支援を行う事業である。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、本事業における「沖縄県民の健康課題」に対して、企業と行政等が連携してその解決に効果的に取組み、かつ持続性及び発展性が見込まれ、当助成事業終了後の自走化に向けた計画が明確な取組みとする。

2 当該会計年度の3月15日までに実績報告を完了する事業を対象とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、助成対象事業を実施するために必要な経費で、別表1の経費を除くものとする。

(助成金の額及び助成率)

第5条 当該助成事業の予算総額を1,000万円とし、助成額の上限は1件当たり500万円とする。助成率は、1回目（新規採択事業）は助成対象経費総額の100%とし、2回目は80%、3回目は60%を上限とする。この場合、1円未満は切り捨てとする。

(助成の回数)

第6条 同一の事業についての助成金の交付は1団体につき3回までを限度とする。

第7条 助成を受けようとするものは、助成申請書（様式第1号）に必要な書類

を添えて、指定期日までに理事長に提出するものとする。

2 申請は1団体につき1事業までとする。

(助成の決定)

第8条 理事長は、前条の助成申請書を受理したときは、必要な審査を行い、助成の可否を決定し、助成決定通知書（様式第2号）又は助成不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成の条件)

第9条 助成決定の通知を受けた団体（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の内容を第8条の決定後原則として変更することはできない。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、計画変更申請書（様式第4号）を理事長に提出するものとする。

2 助成事業者は、助成事業の実施に伴う各種印刷物等へ「（公財）沖縄県保健医療福祉事業団」と表示し、事業団の助成対象事業であることを広く一般に明示するものとする。

3 助成事業者は、助成事業により取得し、または効用の増したプログラムやサービス等の成果物については、助成事業の完了後においても、沖縄県民の健康づくりに資するよう管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 助成事業者は、やむを得ない事情により助成金の申請の取下げをする場合は、速やかに、助成申請取下書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の概算払)

第11条 理事長は、助成金の概算払をする必要があると認めた場合は、助成金の額の2分の1以内の額を、概算払をすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

3 事業団は、概算払を行った助成事業者に対し、助成事業の実施状況の確認を行う。

(概算払の決定)

第12条 理事長は、前条に定めた概算払請求書を受理したときは、その「概算払を希望する理由」が妥当と認めるときは、概算払の額を決定し、概算払決定

通知書（様式第7号）により助成事業者に通知し、概算払を行うものとする。
(実績の報告)

第13条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、助成事業実績報告書（様式第8号）に証拠書類等の必要な書類を添えて、当該年度の3月15日までに、理事長に提出しなければならない。

(成果の審査)

第14条 理事長は、前条に定める助成事業実績報告書等を受理したときは、当該助成対象事業の成果が助成決定の内容及びこれに付した条件に適合するか審査をするものとする。

2 適合しないと認めるときは、当該助成事業の対象外とする。

(助成金の額の確定)

第15条 理事長は、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第9号）により助成事業者に通知するものとする。

2 助成対象事業において、当助成金以外からの収入があった場合は、助成対象経費から収入を控除した額に助成率を乗じた額を助成金の確定額とする。

3 助成対象事業において、前条に定める審査の提出期限を超えて支払われる経費については、助成の対象外とする。

(助成金の請求及び交付)

第16条 助成事業者は、助成金の確定通知を受けた時は、速やかに助成金請求書（様式第10号）を理事長に提出しなければならない。その後、理事長は助成金請求書を受理し、助成事業者に対し助成金を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第17条 助成事業者は、事業実施に関する証拠書類を整備し、当該事業年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、別に定める。

別表1（第5条関係）

助成対象外経費	<ul style="list-style-type: none">1 通常の活動にかかる運営経費（家賃、光熱水費等）2 飲食費3 備品（形状および性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐えうるもので一品又は一式の取得価格又は取得見積価格が3万円以上のもの）4 補助金（助成金など、これに類するものを含む）5 事業経費に係る手数料（振込手数料等）6 領収書等の支払い事実が確認できないもの7 事業運営に直接必要ないと思われる経費8 他事業と共に用の経費9 その他理事長が対象外と認めたもの
----------------	---